

【おきぎん粋々軍用地ローン規定(当座貸越契約書)】

私は貴行と当座貸越取引【おきぎん粋々軍用地ローン取引】をするについて、次の各条項を約定します。

第1条(契約期限)

1.本契約に基づき当座貸越を受けられる期間は、契約日より3年とします。ただし、契約期限の前日までに貴行あるいは私のいずれか一方より契約期限を延長しない旨の申出がない場合には、期限は更に3年間延長されるものとし、以後も同様とします。

2.契約期限の前日までに、貴行あるいは私から契約期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次のとおりとします。

①私は、ローンカードを貴行に返却します。

②私は、契約期限の翌日以降本契約による当座貸越は受けません。

③貸越元利金は直ちに返済し、貸越元利金が完済された日には当然に解約されるものとします。なお、契約期限の翌日以降は貸越残高に対し年14%の損害金を支払います。

3.前2項にかかわらず本契約の終了については次のとおりとします。

①私の満81歳の誕生日以降本契約による当座貸越は受けられないものとします。

②私の満81歳の誕生日における貸越元利金は、本契約の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日に本契約は当然に解約されるものとします。

第2条(取引方法)

1.本契約にもとづく取引は、貴行本支店のうちいずれか1ヵ店のみで開設できるものとします。

2.本契約にもとづく取引は、ローンカード(以下「カード」という)または当座貸越払戻請求書(以下「請求書」という)の使用による当座貸越取引とし、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または各種料金等の自動支払いを行いません。

3.本契約にもとづく当座貸越はカードまたは請求書を使用して出金することにより発生し、また入金することにより減少します。

4.請求書により出金する場合は、貴行所定の請求書に届出の印章により記名押印して提出します。

5.カード、現金自動支払機、現金自動預金支払機の取扱について別に定めるおきぎんカードローン規定によります。

第3条(貸越極度額)

1.本契約の貸越極度は表記記載金額のとおりとします。なお、貴行がやむを得ないものと認めて、この極度額を超えて当座貸越を行った場合も、この規定の各条項が適用されるものとします。

2.貴行は前項にかかわらず本契約の貸越極度額を増額または減額できるものとします。この場合貴行は変更後の貸越極度額および変更日を私に通知するものとします。

第4条(借入利率及び利率の変更)

- 1.本契約もとづく借入利率は変動金利とし、貴行の短期プライムレート(以下「基準利率」という。)の変更に伴って、基準利率の変動幅と同一の幅で引上げまたは引下げるものとします。
- 2.金融情勢の変化その他相当の理由の事由により、基準利率が廃止された場合は、貴行は基準利率に代え一般的に相当と認められる金利を基準利率とすることができるものとします。
- 3.借入利率変更後の基準利率適用開始について、前項により借入利率を変更する場合、変更後の新借入利率適用開始日は基準利率変更後の翌々返済日からといたします。
- 4.本条により借入利率が変更された場合、貴行は原則とし変更後第 1 回の約定返済日までに、変更後の借入利率、返済額に占める元金および約定利息の割合などを貴行所定の方法により通知するものといたします。

第 5 条(利息・損害金等)

- 1.本契約による約定利息は付利単位 100 円とし、毎日貴行所定の日、貴行の定める借入利率、方法により算出するものとし、計算の都度前記第 2 条第 3 項にかかわらず、貸越残高に組み入れることに同意します。また、貴行が現金による利息の支払を請求したときは、直ちにこれに応じます。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とします。
- 2.貴行に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し年 14%の割合の損害金を支払います。この場合の計算方法は年 365 日の日割計算とします。
- 3.金融情勢の変化その他の事由がある場合には、貴行は本契約書に定めるところに従い、借入利率および損害金の割合を一般的に行われる程度のものに変更することが出来るものとします。この場合、貴行は店頭または現金自動支払機設置場所のいずれかの場所へ掲示するものとします。

第 6 条(毎月元利返済方法)

- 1.本契約にもとづく毎月の返済は、表記の約定返済日(休日の場合は翌営業日)に、約定返済日の前日の当座貸越残高に応じて表 1 のとおり返済します。

表 1

	貸越残高	返済額
1	30 万円以下	5,000 円
2	30 万円超～50 万円以下	10,000 円
3	50 万円超～100 万円以下	20,000 円
4	100 万円超～300 万円以下	30,000 円
5	300 万円超～500 万円以下	50,000 円
6	500 万円超～700 万円以下	70,000 円
7	700 万円超～1,000 万円以下	100,000 円
8	1,000 万円超～1,100 万円以下	110,000 円
9	1,100 万円超～1,200 万円以下	120,000 円
10	1,200 万円超～1,300 万円以下	130,000 円
11	1,300 万円超～1,400 万円以下	140,000 円
12	1,400 万円超～1,500 万円以下	150,000 円

13	1,500 万円超～1,600 万円以下	160,000 円
14	1,600 万円超～1,700 万円以下	170,000 円
15	1,700 万円超～1,800 万円以下	180,000 円
16	1,800 万円超～1,900 万円以下	190,000 円
17	1,900 万円超～2,000 万円以下	200,000 円
18	2,000 万円超～2,100 万円以下	210,000 円
19	2,100 万円超～2,200 万円以下	220,000 円
20	2,200 万円超～2,300 万円以下	230,000 円
21	2,300 万円超～2,400 万円以下	240,000 円
22	2,400 万円超～2,500 万円以下	250,000 円
23	2,500 万円超～2,600 万円以下	260,000 円
24	2,600 万円超～2,700 万円以下	270,000 円
25	2,700 万円超～2,800 万円以下	280,000 円
26	2,800 万円超～2,900 万円以下	290,000 円
27	2,900 万円超～3,000 万円以下	300,000 円
28	3,000 万円超～3,100 万円以下	310,000 円
29	3,100 万円超～3,200 万円以下	320,000 円
30	3,200 万円超～3,300 万円以下	330,000 円
31	3,300 万円超～3,400 万円以下	340,000 円
32	3,400 万円超～3,500 万円以下	350,000 円
33	3,500 万円超～3,600 万円以下	360,000 円
34	3,600 万円超～3,700 万円以下	370,000 円
35	3,700 万円超～3,800 万円以下	380,000 円
36	3,800 万円超～3,900 万円以下	390,000 円
37	3,900 万円超～4,000 万円以下	400,000 円
38	4,000 万円超～4,100 万円以下	410,000 円
39	4,100 万円超～4,200 万円以下	420,000 円
40	4,200 万円超～4,300 万円以下	430,000 円
41	4,300 万円超～4,400 万円以下	440,000 円
42	4,400 万円超～4,500 万円以下	450,000 円
43	4,500 万円超～4,600 万円以下	460,000 円
44	4,600 万円超～4,700 万円以下	470,000 円
45	4,700 万円超～4,800 万円以下	480,000 円
46	4,800 万円超～4,900 万円以下	490,000 円
47	4,900 万円超～10,000 万円以下	500,000 円

48	10,000 万円超～20,000 万円以下	1,000,000 円
49	20,000 万円超～30,000 万円以下	1,250,000 円
50	30,000 万円超～40,000 万円以下	1,500,000 円
51	40,000 万円超～50,000 万円以下	1,750,000 円

2.前項にかかわらず、約定返済日前日における当座貸越残高が約定返済額に満たない場合は、当座貸越残高の全額を返済します。

3.金融情勢の変化その他の事由がある場合には、貴行は第1項に定める約定返済額を変更することができるものとします。この場合貴行は変更後の約定返済額を私に通知するものとします。

第7条(元金据置毎月利息返済方法)

1.本契約にもとづく毎月の返済で、表記のとおり元金据置毎月利息返済方式を選択した場合は、表記の約定返済日(休日の場合は翌営業日)に約定返済日前日の当座貸越残高に応じて利息のみを返済します。

2.なお、元金の返済については、後記第9条に準じて、当座貸越口座へ直接入金することにより、随時に任意に返済するものとします。

第8条(約定返済額の自動引落し)

1.前記第6条および第7条による約定返済は表記の返済用口座から引落しのうえ充当してください。この場合、普通預金、総合口座通帳および同払戻請求書の提出はいたしません。なお、万一預入れが遅延した場合にも貴行は預入れ後いつでも同様の取扱を行ってください。

2.返済用口座の残高が約定返済額に満たないときは、貴行はその一部の返済にあてる取扱はせず、その全額について期限に返済がないものとします。この場合、約定返済の延滞額が全額返済されるまで当座貸越を一時中止されても異議ありません。

第9条(任意返済)

1.前記第6条および第7条による約定返済のほかに当座貸越口座へ直接入金することにより随時に任意の金額を返済することもできるものとします。ただし、証券類は当座貸越口座へ直接入金できないものとします。

2.前項の任意返済は第8条の自動引落しによらず、私が直接貴行の店頭へ申込む方法により行いません。

第10条(諸費用の自動引落し)

本契約の締結に際し、私が負担すべきカード発行手数料・印紙代等の費用は、貴行所定の日に表示返済用預金口座から小切手または通帳および請求書なしで引落しのうえ、費用の支払いにあててください。

第11条(期限前の全額返済義務)

1.私について次の各号の事由が一つでも生じた場合は、貴行から通知催告等がなくても、当然に貸越元利金全額について返済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を返済します。なお、この場合貴行からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議ありません。

- ① 第6条および第7条に定める債務の返済を遅延し、貴行から書面による督促を受けても次の約定返済日までに元利金(損害金を含む)を返済しなかったとき
 - ② 支払の停止または破産、民事再生開始の申立があったとき
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ④ 私の預金その他貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴行に私の所在が不明になったとき
 - ⑥ カード改ざん、不正使用などの不信行為があったとき
2. 次の各場合には、貴行請求によって貸越元利金全額について返済期が到来するものとし、直ちに当座貸越残高全額を返済します。

- ① 私が貴行に対する債務の一つでも期限内に履行しなかったとき
- ② 私が貴行との取引約定の一つにでも違反したとき
- ③ 本契約に関し、私が貴行に虚偽の資料提供または報告をしたとき
- ④ 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第12条(減額・中止・解約)

1. 前条各号の事由があるとき、金融情勢の著しい変化があるとき、債権の保全その他相当の事由があるときは、貴行はいつでも極度額を減額し貸越を中止し、または本契約を解約することができます。
2. 私はいつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、私は貴行所定の書面により貴行に通知します。
3. 前2項により本契約が解約または中止された場合、私は直ちにカードを返却し貸越元利金を支払います。また極度額を減額された場合にも直ちに減額後の限度額を超える貸越金を支払います。

第13条(差引計算)

1. 本契約の定めによって貸越元利金を返済しなければならない場合には、その債務と私の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも貴行は相殺することができます。
2. 前項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知および所定の手続きを省略し、私のかわり預金の払戻しを受け、本契約による債務の弁済に充当することができます。
3. 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、借入利率、料率は貴行の定めによるものとします。

第14条(私からの相殺)

1. 返済期にある私の預金その他の債権と本契約の債権とを、その債務の期限が未到来であっても、私は相殺することができます。
2. 前項より私が相殺する場合には相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに貴行に提出します。
3. 私が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、借入利率、料率は貴行の定めによるものとします。

第 15 条(充当の指定)

- 1.返済または第 13 条による差引計算の場合、私の債務全額を消滅されるに足りないときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
- 2.第 14 条により私が相殺する場合、私の債務全額を消滅させるに足りないときは、私の指定する順序方法により充当することができます。
- 3.私が前項による指定をしなかったときは、貴行が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
- 4.第 2 項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、返済期の長短、割引手形の決済見込みなどを考慮して、貴行の指定する順序方法により充当することができ、その充当に対しては異議を述べません。
- 5.前二項によって貴行が充当する場合には、私の期限未到来の債権については期限が到来したのものとして、また、満期前の割引手形については買戻債務を、支払承諾については事前の求償債務を私が負担したのものとして、貴行はその順序方法を指定することができます。

第 16 条(危険負担・免責条項等)

- 1.私が貴行に差し入れた証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、または損傷した場合には、貴行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済します。なお、貴行から請求があれば直ちに代りの証書等を差し入れます。
- 2.当座貸越払戻請求書、諸届その他の書類の印影または署名、暗証を私の届け出た印鑑または署名、暗証に相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類、印鑑等につき偽造、変造、盗用その他の事故があってもこれによって生じた損害は私の負担とし、貴行になんらの請求をしません。
- 3.私に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分に要した費用および私の権利を保全するため貴行の協力を依頼した場合に要した費用は、私が負担します。

第 17 条(届出事項の変更)

- 1.私または連帯保証人の氏名、住所、職業(勤務先)、印鑑、電話番号その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出をします。この届出の前に生じた損害は私の負担として貴行にはなんらの請求をしません。
- 2.私または連帯保証人が前項の届出を怠ったために、貴行からなされた通知または送付された書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとされても異議はありません。

第 18 条(報告・調査)

- 1.貴行から、私または連帯保証人の財産、債務、経営、業況、収入等について、資料の提出または報告を求められたときには直ちに応じます。
- 2.私または連帯保証人の財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化が生じる恐れがあるときは貴行から請求がなくても直ちに報告します。

第 19 条(契約の変更)

- 1.本契約の内容は、金融情勢その他諸般の状況の変化およびその他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- 2.前項による本契約の内容の変更は、変更を行う旨および変更後の条項の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示または当行のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
- 3.前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第 20 条(合意管轄)

本契約にもとづく諸取引に関して訴訟、調停、和解その他の紛争解決の必要が生じた場合には、貴行本店または表記の貴行取扱店の所在地を管轄する裁判所とすることに同意します。

第 21 条(信用情報機関への登録)

- 1.私は、本契約にもとづく貸越極度額、契約日、解約日等の借入内容にかかる客観的事実について、契約期間中およびこの債務を全額返済した日から 5 年間、貴行の加盟する信用情報センターに登録され、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する信用情報機関の加盟会員が自己の取引の判断のために利用することに同意します。
- 2.私は、次の各号の事実が発生したときは、その事実については各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - ①この債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から 5 年間
 - ②この債務について保証会社など第三者から貴行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより貴行が回収したときは、その事実発生日から 5 年間

第 22 条(連帯保証人・保証人)

- 1.私が、別途連帯保証人を立てる場合は、本条を適用するものとします。
 - ①連帯保証人は、私が本契約によって貴行に対し負担する一切の債務について、私と連帯して保証債務を負い、その履行については本契約に従います。
 - ②連帯保証人は私の貴行に対する預金その他債務をもって相殺はしません。
 - ③連帯保証人は貴行が相当と認めるときは担保または保証を変更、解除されても免責を主張しません。
 - ④連帯保証人が保証債務を履行した場合、代位によって貴行から取得した権利は私と貴行との取引継続中は貴行の同意がなければこれを行いません。もし貴行の請求があればその権利または順位を貴行に無償で譲渡します。
 - ⑤連帯保証人が本人と貴行との取引について他に保証している場合には、その保証はこの保証契約によって変更されないものとし、また他に極度額の定めのある保証をしている場合には、その保証極度額にこの保証の額を加えるものとします。
 - ⑥連帯保証人が私と貴行との取引について将来他に保証した場合にも前号に準じて差し支えありません。
 - ⑦貴行が連帯保証人およびその包括承継人または債務を引き受けた者の 1 人に対して履行の請求をしたときは、私および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。
 - ⑧私は、保証人(私の委託を受けない保証人を含む)から貴行に対して民法第 458 条の 2 に定める

所定の情報(主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額)の提供の請求があった場合に、貴行が当該情報を当該保証人に提供する事に同意するものとします。

2.私が事業の為に借入を受ける場合、本条が適用されるものとします。

①私および連帯保証人(個人の場合に限ります。)は、貴行に対し、私が連帯保証人に対して、民法第465条の10第1項所定の以下の事項につき、真実・正確に情報提供および説明を行い、連帯保証人はその情報提供および説明を受けたことを確認します。

- ・私の財産および収支の状況
- ・私が本債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
- ・私が、本債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

②私は、貴行および連帯保証人に対し、連帯保証人に提供した前号の情報提供および説明内容が真実・正確であることを表明・保証します。

③第二号に誤りがあり、もしくは不正確であったことが判明した場合には、私は貴行が被った一切の被害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

④連帯保証人は、本契約締結日において、自らが以下の民法第465条の9に定める者に該当しないにもかかわらず、自らの故意または過失により虚偽の事実を貴行に申し出ることにより、貴行が連帯保証人につき以下の者に該当すると誤った判断を行い、当該判断を前提として保証契約を締結した場合には、これにより貴行が被った一切の損害、損失、費用等を賠償し、補償するものとします。

- ・私(民法第465条の9に規定する主たる債務者で、法人であるものを除く。)と共同して事業を行う者または私が行う事業に現に従事している私の配偶者

第23条(反社会的勢力の排除)

1.私または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する

こと

2. 私または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 私または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴行から請求があり次第、貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、私または保証人に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、私または保証人がその責任を負います。

5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

以上